

受講料が
なんと

当スクール受講をご検討の
事業主様・人材育成御担当者様へ

経費
賃金 **30~60%** 助成！

人材開発支援助成金 とは？

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者にたいして職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。

対象 **3** つのコース

特定訓練コース

- 雇用保険の被保険者
- 雇用契約締結後5年以内
- 35歳未満

助成率**30~60%**

一般訓練コース

- 雇用保険の被保険者
- 特定訓練コースに該当しない場合

助成率**30%**

教育訓練休暇付与 コース

- 有給教育訓練休暇制度の導入

ほか

規定の金額

経費（講習料金）の〇〇% <+ 賃金（時給）〇〇円×講習時間〇時間>
※事業主団体等に対しては経費助成のみ

例) 事業主様が従業員30歳(勤務年数3年)の方にて「**JUIDA認定4日間コース**」受講の申請をされた場合…

特定訓練コースに該当するので、受講料（昼食代は対象外）と賃金で

対象経費：**266,800円** × **45%** = **120,060円**

対象賃金：**760円** × **30時間** = **22,800円**

合計：**142,860円** が助成される計算に！

※上記はあくまでも参考の数字です。裏面もご確認ください。

助成金の申請先

人材開発支援助成金は、受講者が所属する会社でのお申込みとなります。
申請先は各都道府県の労働局となり、研修開始日より一か月前までに申請し、窓口で受理して頂く必要がありますのでご注意ください。

詳細情報

人材開発支援助成金



詳しくは、厚生労働省HPの「人材開発支援助成金」をご参照ください。「平成31年度版パンフレット（特定訓練コース、一般訓練コース、教育訓練休暇付与コース）」がダウンロードできます。

助成率について…P8

※（）内は中小企業以外の助成額・助成率



| 支給対象となる訓練 | | 賃金助成 (1人1時間当たり) | | 経費助成 | | 実施助成 (1人1時間当たり) | |
|--------------|--------|--------------------|-----------------|--------------|-----------------|--------------------|-----------------|
| | | | 生産性要件を 満たす場合 | | 生産性要件を 満たす場合 | | 生産性要件を 満たす場合 |
| ①特定訓練コース | Off-JT | 760円 (380円) | 960円 (480円) | 45% (30%) | 60% (45%) | — | — |
| | OJT | — | — | — | — | 665円 (380円) | 840円 (480円) |
| ②一般訓練コース | Off-JT | 380円 | 480円 | 30% | 45% | — | — |
| ③教育訓練休暇付与コース | — | — | — | 30万円 | 36万円 | — | — |

特定訓練コース…P33

若年者に対する訓練が対象

一般訓練コース…P40

その他のコース以外の訓練が対象

教育訓練休暇付与コース…P49

有給教育訓練休暇制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合が対象

※助成金は講習費用のみ対象となっております。昼食代（税込み¥3,200）は該当になりませんのでご注意ください。

※当社の方でも助成金に関する資料をご用意しております。お気軽にお問合せください。

お問い合わせ

ご不明な点などございましたら、当社や労働局にお問い合わせをお願いします。各都道府県管轄の労働局の担当窓口・電話番号は、平成31年度版パンフレット最終ページに記載されておりますので、そちらをご確認ください。